次

目

規 則

知事の権限に属する事務に係る事務処理の特例に関する規

則の一部を改正する規則

示

医療扶助及び医療支援給付のための医療担当機関の指定 軽油引取税に係る特約業者の指定取消し

(地域福祉国保課)三七四

同

) 三七四

(農産物流通課) 三七五

税

務

課)三七四

地方卸売市場の開設の許可の取消し 地方卸売市場における卸売業務の廃止 指定医療機関の廃止の届出

(同

地方卸売市場の開設の許可

卸売業務の許可

保安林に指定する予定である旨の通知

保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知

道路の区域変更

(道 同 (治 同 同

路

維

持

課) 三七八

)三七九

Щ

課)三七六)三七八

) 三七五)三七五)三七五

(同

道路の供用開始

公 示

特定非営利活動法人の設立認証申請

平成二十三年度砂利採取業務主任者試験の実施

平成二十三年度技能検定 (後期)の実施 建設業法に基づく建設業者の許可の取消し

> (労 働 商

雇 用 政 策

I

建

策

課) 三八三 課) 三八一 課) 三八〇

課) 三八五

設 地 政

用

(環境生活政策課)三七九

岐 阜 県 公 報 公共測量の終了

毎週 (金曜日)

発 行

第 二千二百七 +

九

号

金曜日)

平 成二十三年九 月 日

則

規

知事の権限に属する事務に係る事務処理の特例に関する規則の一部を改正する規則を

ここに公布する。

平成二十三年九月二日

国

際

課) 三七三

岐阜県規則第六十号

知事の権限に属する事務に係る事務処理の特例に関する規則の一部を改正する規

知事の権限に属する事務に係る事務処理の特例に関する規則 (平成十二年岐阜県規則

第四十六号)の一部を次のように改正する。

第三条第五号を次のように改める。

五 録されている住民基本台帳を備える市町村において一般旅券の発給を受けることが 前各号に定める場合のほか、申請者が、やむを得ない理由により当該申請者が記

困難であると認められる場合

第三条第六号を削る。 則

この規則は、平成二十三年十月一日から施行する。

(休日に当たる)

平成二十三年九月二日

岐阜県知事

古 田

~~	\sim	\sim	7	\sim	
#	/	–		ч	ᆮ

マチクリニック

いけだ整形外科リウ

医療法人IKE カルファーマ 有限会社テクニ

株式会社アマテ

飛驒市神岡町東町五一二

しょうなん調剤薬局

名

称

開

設

者

所

在

阜 県 公 報 平成23年9月2日

374) (

岐阜県告示第四百六十六号

告

示

次のとおり軽油引取税に係る特約業者の指定を取り消したので告示する。 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)第百四十四条の九第三項の規定により

平成二十三年九月二日

岐阜県知事 古 田

肇

土屋	名		
広利	称		
土屋	代表		
広利	者 氏 名		
地関市富之保二一四六の七番	所在地主たる事務所又は事業所の		
平 成	取		
成二三・六・三〇	消		
六	年		
Ė	月		
Ō	日		

岐阜県告示第四百六十七号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律 (平成六 においてその例によるものとされた生活保護法施行規則第十二条の規定により告示する。 留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第十四条第四項 たので、生活保護法施行規則(昭和二十五年厚生省令第二十一号)第十二条及び中国残 九条の規定による医療支援給付のための医療を担当させる機関として次のものを指定し 年法律第三十号)第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第四十 生活保護法 (昭和二十五年法律第百四十四号) 第四十九条の規定による医療扶助及び

岐

平成二十三年九月二日

岐阜県知事 古 田

肇

名

称

開

設

者

所

地 指 定 年 月 日

楠店株式会社イマオ薬局

株式会社イマオ

恵那市大井町宮の前一一 平成 三· 五

郡

上

薬

局

式会社

大洋薬品東海株

兀

酒

向

歯

科

医

院

酒

向

利

純

同

揖斐郡池田町八幡一〇

須田病院訪問看護ス テーション

医療法人生仁会

高山市国府町村山二三五

同

同

な

ご

み

薬

局

ラス

の き 薬 局

株式会社かわし

各務原市那加楠町四五

同

<

す

薬 局 ま調剤

郡

上

医 院 酒 向

酒

向

歯

科

院

横

Щ

歯科コー

ラルクリー

産

秀

ぞみ会 医療法人社団の 明

式会社 大洋薬品東海株

郡上市八幡町大正町五六

同

同

美濃加茂市太田町四一四

六〇 各務原市蘇原瑞穂町二

平成 三· 五三五 五:

仲 根

宗

歩 瑞穂市本田七四九 平成 三·

岐阜県告示第四百六十八号

り告示する。 次の指定医療機関から当該医療機関を廃止した旨届出があったので、同法第五十五条の 十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十条の二の規定により 滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律 (平成六年法律第三十号) 第 十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十五条の二の規定によ |及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第 生活保護法 (昭和二十五年法律第百四十四号) 第五十条の二及び中国残留邦人等の円

平成二十三年九月二日

岐阜県知事 古 田

肇

在

地 廃 止 年 月

日

各務原市那加楠町四五 平成 三· 四:

一四三九 一〇 郡上市八幡町島谷高砂町

同

美濃加茂市太田町四一四 同

横 Щ 産 院 ぞみ会 医療法人社団の 四一四 一 名務原市那加北洞町一 平成 三·

岐阜県告示第四百六十九号

成二十三年八月十一日次のとおり地方卸売市場における卸売業務の廃止の届出があった ので、同条例第二十五条の規定により告示する。 岐阜県卸売市場条例(昭和四十六年岐阜県条例第三十五号)第九条の規定により、平

平成二十三年九月二日

岐阜県知事 古 田

肇

The image	場へは大進フーズ	水 青 産 果 物	(八百健市場)東濃東地方卸売市場
卸売業者の住所	卸売業者の名称	部類品目の	市場の名称

岐阜県告示第四百七十号

市場条例(昭和四十六年岐阜県条例第三十五号)第二十五条の規定により告示する。 十三年八月十二日次のとおり地方卸売市場の開設の許可を取り消したので、岐阜県卸売 卸売市場法(昭和四十六年法律第三十五号)第六十五条第二項の規定により、平成二

平成二十三年九月二日

岐阜県知事 古 田

肇

(八百健市場)東濃東地方卸売市場	市場の名称
四六番地の二中津川市茄子川一六	市場の所在地
八百健市場株式会社	開設者の名称
水青産果物	部類 品目の

岐阜県告示第四百七十一号

五九九

和四十六年岐阜県条例第三十五号)第二十五条の規定により告示する。 八月十二日次のとおり地方卸売市場の開設の許可をしたので、岐阜県卸売市場条例 (昭 卸売市場法(昭和四十六年法律第三十五号)第五十五条の規定により、平成二十三年

平成二十三年九月二日

岐阜県知事 古

田

肈

東濃東地方卸売市場	市場の名称
四六番地の二中津川市茄子川一六	市場の所在地
場株式会社丸中水産市	開設者の名称
水青産果物	部類品目の

岐阜県告示第四百七十二号

卸売市場条例(昭和四十六年岐阜県条例第三十五号)第二十五条の規定により告示する。 十三年八月十二日次のとおり地方卸売市場における卸売業務の許可をしたので、岐阜県 卸売市場法 (昭和四十六年法律第三十五号) 第五十八条第一項の規定により、平成二

平成二十三年九月二日

岐阜県知事 古 田

東漂東地方毎デ市地	地名 一	市場の名称 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
物物	度 果 物	類品目の
有限会社大進フーズ	場株式会社丸中水産市	卸売業者の名称
四六番地の二中津川市茄子川一六	四六番地の二中津川市茄子川一六	卸売業者の住所

岐阜県告示第四百七十三号

安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。 森林法 (昭和二十六年法律第二百四十九号) 第二十九条の規定により、次の森林を保

平成二十三年九月二日

岐阜県知事 古

田

肇

保安林予定森林の所在場所 関市洞戸大野字大東六〇七の一、六〇八の一、六二一、六二二の二、字先ケ洞一〇

五七の二、一〇五八の一、一〇五九、一〇六〇

指定の目的

土砂の流出の防備

指定施業要件

立木の伐採の方法

主伐は、択伐による。

市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る

間伐に係る森林は、次のとおりとする。

立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

岐

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県林政部治山課及び関市役所に備

え置いて縦覧に供する。)

岐阜県告示第四百七十四号

安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。 森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十九条の規定により、次の森林を保

平成二十三年九月二日

岐阜県知事 古

田

肇

保安林予定森林の所在場所

恵那市明智町阿妻字月ノ平六五の六、六五の七、串原字閑羅瀬一九九一の一、

一九

3 2 九 の

指定の目的

土砂の流出の防備

指定施業要件

立木の伐採の方法

主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る 市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県林政部治山課及び恵那市役所に 次のとおりとする。

備え置いて縦覧に供する。)

岐阜県告示第四百七十五号

安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。 森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十九条の規定により、次の森林を保

平成二十三年九月二日

肇

岐阜県知事 古 田

保安林予定森林の所在場所

山県市富永字猪矢洞ーー六二の一

= 指定の目的 土砂の流出の防備

Ξ 指定施業要件

立木の伐採の方法

次の森林については、 主伐は、択伐による。

字猪矢洞一一六二の一(次の図に示す部分に限る。)

その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る

第2279号 報 治山課及び山県市役所に備え置いて縦覧に供する。)

市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 間伐に係る森林は、 次のとおりとする。

「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を岐阜県林政部 次のとおりとする。

岐阜県告示第四百七十六号

安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。 森林法 (昭和二十六年法律第二百四十九号) 第二十九条の規定により、次の森林を保

平成二十三年九月二日

岐阜県知事 古 田

肇

保安林予定森林の所在場所

指定の目的 郡上市大和町大間見字横地三四、三五の二

土砂の流出の防備

Ξ

指定施業要件

立木の伐採の方法

(—)

主伐は、択伐による。

2 市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る

間伐に係る森林は、次のとおりとする。

立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県林政部治山課及び郡上市役所に

備え置いて縦覧に供する。)

岐阜県告示第四百七十七号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十九条の規定により、次の森林を保

安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

平成二十三年九月二日

岐阜県知事

古

田

肇

保安林予定森林の所在場所

の — 郡上市大和町剣字矢田平二〇二七の二、二〇三一、字明所平二〇五〇の六、二〇五

二 指定の目的

土砂の流出の防備

指定施業要件

Ξ

立木の伐採の方法

主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る

市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

間伐に係る森林は、次のとおりとする。

立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県林政部治山課及び郡上市役所に

備え置いて縦覧に供する。)

岐阜県告示第四百七十八号

安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。 森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十九条の規定により、次の森林を保

平成二十三年九月二日

岐阜県知事 古 田

肇

郡上市大和町剣字宮ケ洞二〇九二の五一、字明見山二一三九の五四

保安林予定森林の所在場所

指定の目的

土砂の流出の防備

指定施業要件

- 立木の伐採の方法
- 2 市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る 主伐は、択伐による。
- 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

立木の伐採の限度

次のとおりとする。

備え置いて縦覧に供する。) (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県林政部治山課及び郡上市役所に

岐阜県告示第四百七十九号

安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。 森林法 (昭和二十六年法律第二百四十九号) 第二十九条の規定により、次の森林を保

平成二十三年九月二日

肈

古 田

岐阜県知事

保安林予定森林の所在場所 郡上市明宝大谷字洞野七二七の一、七二七の四から七二七の一二まで

岐

阜

指定の目的 土砂の流出の防備

指定施業要件

立木の伐採の方法

次の森林については、主伐は、択伐による。

- 字洞野七二七の一、七二七の一二
- 2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
- 市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る
- 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県林政部治山課及び郡上市役所に

備え置いて縦覧に供する。)

岐阜県告示第四百八十号

二十九条の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通 知を受けたので、同法第三十三条の三において準用する同法第三十条の規定により告示 森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の三において準用する同法第

平成二十三年九月二日

岐阜県知事

古

田

肇

高山市朝日町甲字蛇抜二〇七六の二、二〇七六の三、二〇七六の九、二〇七六の一

指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

一、二〇七六の二八

保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

- 変更後の指定施業要件
- 立木の伐採の方法
- 主伐に係る伐採種は、定めない。
- 市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る
- 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

(「次のとおり」は、省略し、 次のとおりとする。 関係書類を岐阜県林政部治山課及び高山市役所に備え

岐阜県告示第四百八十一号

置いて縦覧に供する。)

道路法 (昭和二十七年法律第百八十号) 第十八条第一項の規定により、道路の区域を

類の道 種路

路 線

名

X

間

延 ヘメ Ī

長

供用開始

ほ示変決(備 か年更定区) 月の又域 日告はの考

JV

の

期 日

下

呂

白草四一二番一地先から加茂郡東白川村大字神土字

平成

平成

次のように変更したので告示する

県道

白

川 線

- 同

本栃一二六番二地先まで四 郡同 村大字同 -

字

=-

≣

· 九

₹ 四

五

課及び岐阜県恵那土木事務所において一般の縦覧に供する。 なお、その関係図面は、 平成二十三年九月二日から二週間岐阜県県土整備部道路維持

平成二十三年九月二日

岐阜県知事 古

田 肇

		1
県 道	1	類の道 種路
白	恵	路
Л	那	線
川 約	R	名
地先まで 有無番地(六六六番一三) 同 市同 町字女淵官公	八番三地先から恵那市大井町字城畑八八	区間
後	前	別前変区 後更域
九 三 三 五	九·三 三 五 五	ル) (メート ト 幅
III 0·0	III 1 0 · 0	ル (メート ト長
		備
		考

岐阜県告示第四百八十二号

用を開始するので告示する。

道路法 (昭和二十七年法律第百八十号) 第十八条第二項の規定により、次の道路の供

課及び岐阜県可茂土木事務所において一般の縦覧に供する。 なお、その関係図面は、平成二十三年九月二日から二週間岐阜県県土整備部道路維持

平成二十三年九月二日

岐阜県知事 古 田

肇

特定非営利活動法人の設立認証申請

公

示

活動法人の設立認証の申請があったので、同条第二項の規定により次のとおり公示する。 特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項の規定により特定非営利

平成二十三年九月二日

岐阜県知事

古

田

肇

申 請の あっ た年月日 平成二十三年八月十一日

特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人多治見ひなたぼっこ

五 四 \equiv \equiv 代 者 の 氏 水野 京子

主たる事務所の所在地 岐阜県多治見市根本町二丁目三二番地

定款に記載された目的 祉の増進を図りながら、共に生活する地域社会づくりに この法人は、障がい児・者及びその家族に対して、福

寄与する事を目的とする。

特定非営利活動法人の設立認証申請

活動法人の設立認証の申請があったので、同条第二項の規定により次のとおり公示する。 特定非営利活動促進法 (平成十年法律第七号) 第十条第一項の規定により特定非営利

平成二十三年九月二日

岐阜県知事 古 田

申 請 の あっ た年月 日 平成二十三年八月十一日

特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人キートス

名 安井 仁美

四 五 定款に記載された目的 この法人は、支援を必要としている障がい者とその家 主たる事務所の所在地 岐阜県不破郡関ケ原町大字関ケ原三三二七番地の五

事業を行い、障がい者が地域社会で自分らしく暮らすこ 族に対して、地域でありふれた生活を送るために必要な

とができるまちづくりに寄与することを目的とする。

平成二十三年度砂利採取業務主任者試験の実施

年度砂利採取業務主任者試験を次のとおり実施しますので、砂利採取業者の登録等に関 する規則 (昭和四十三年通商産業省令第八十号) 第八条の規定により公示します。 砂利採取法 (昭和四十三年法律第七十四号) 第十五条第一項の規定による平成二十三

平成二十三年九月二日

公

県

岐阜県知事 古 田

肇

試験期日及び時間

阜

試験場所 平成二十三年十一月十一日 (金)午前十時から正午まで

岐

=

Ξ 試験科目

岐阜市薮田南一丁目一一番一二号 岐阜県水産会館一階大会議室

砂利の採取に関する法令

2 砂利の採取に関する技術的な事項 (基礎的な土木及び河川工学に関する事項を含

受験手続

申込用紙の交付

受験願書の用紙は、岐阜県商工労働部商工政策課及び各振興局(振興局に置かれ

る事務所を含む。以下同じ。) で交付します。

切手)を貼った宛先明記の返信用封筒 (定形郵便物の封筒)を同封し、〒五 郵送を希望する場合は、八十円分の切手 (二部又は三部を希望する場合は九十円

> ください。 八五七 岐阜市薮田南二丁目一番一号 岐阜県商工労働部商工政策課に請求して

2 申込方法

受験願書に必要な事項を記入し、次の各号に掲げる書類を添えて、岐阜県商工労

働部商工政策課に提出してください。

名及び年齢を記載したもの) 提出前六月以内に撮影した無帽、正面上半身像で、その裏面に、撮影年月日、氏 写真(手札形(縦十二センチメートル、横八センチメートル)とし、受験願書

受験票(用紙は、受験願書と同時に交付します。)

3 申込受付期間

び祝日を除きます。 平成二十三年十月三日 (月) から同月十七日 (月) までとし、土曜日、日曜日及

までの消印のあるものに限り受け付けます。 郵送による場合は、「書留」又は「簡易書留」とし、平成二十三年十月十七日(月)

五 受験手数料

手数料は、八千円とし、これに相当する額の岐阜県収入証紙を受験願書に貼付して

ください (消印しないこと。)。

なお、受験手数料は、受験願書が受理された後は返還しません

六 合格者の発表

付します。また、不合格者に対しても、その旨を通知します。 試験に合格した者の受験番号を岐阜県公報に掲載するとともに、 本人に合格証を交

試験結果の提供

者に提供します。 平成二十三年度砂利採取業務主任者試験については、次のとおり試験の結果を受験

提供する試験結果 砂利採取業務主任者試験の総合得点及び科目別得点

提供期間 合格発表の日から一月間

2

3 提供する場所

個人情報総合窓口 (県庁二階 電話 五八 二七二 一一一 内線二一一九)

及び各振興局特別窓口

岐

実施等級等

4 提供を受けるために必要な書類等

試験結果の提供を受けるためには、本人確認のできる次の書類等が必要です。

- できる書類のうちいずれか一つ 運転免許証、 旅券、 健康保険の被保険者証その他受験者本人であることを確認

八 その他

七二 一一一 内線三 八九) に問い合わせてください 試験について不明な点は、岐阜県商工労働部商工政策課鉱政担当 (電話 五八

平成二十三年度技能検定 (後期)の実施

条第二項の規定により平成二十三年度技能検定(後期)を次のとおり実施しますので、 規定により公示します 職業能力開発促進法施行規則 (昭和四十四年労働省令第二十四号) 第六十六条第三項の 職業能力開発促進法 (昭和四十四年法律第六十四号。以下「法」という。) 第四十六

平成二十三年九月二日

岐阜県知事 古 田

肇

験によって行います。 技能検定は、 特級、 級二級 三級及び単一等級に区分し、実技試験及び学科試

二 実施する検定職種 (作業)及び等級区分

ダイカスト、機械保全、電子機器組立て、電気機器組立て、半導体製品製造、自動 建設機械整備、婦人子供服製造、プラスチック成形 販売機調整、光学機器製造、内燃機関組立て、空気圧装置組立て、油圧装置調整、 金属熱処理、機械加工、金属プレス加工、工場板金、めっき、仕上げ、機械検査、

2 一級及び二級

属溶解 (鋳鋼誘導炉溶解作業) 、鍛造 (ハンマ型鍛造作業、プレス型鍛造作業) 、 金型製作 (プレス金型製作作業)、工場板金 (機械板金作業、数値制御タレットパ さく井 (パーカッション式さく井工事作業、ロータリー式さく井工事作業)、金

381

ラント製図 (機械製図手書き作業、機械製図CAD作業) 、電気製図 (配電盤・制御 ラス施工 (ガラス工事作業) 、テクニカルイラストレーション (テクニカルイラス 防水工事作業)、カーテンウォール施工 (金属製カーテンウォール工事作業)、ガ 枠工事作業)、 鉄筋施工 (鉄筋組立て作業) 、コンクリート圧送施工 (コンクリー 工事作業)、かわらぶき(かわらぶき作業)、配管(建築配管作業)、型枠施工(型 ビニルエステル樹脂積層防食作業)、石材施工(石材加工作業)、建築大工(大工 ク成形 (ブロー成形作業)、強化プラスチック成形 (エポキシ樹脂積層防食作業) 作作業)、帆布製品製造(帆布製品製造作業)、製版(DTP作業)、プラスチッ 業)、冷凍空気調和機器施工 (冷凍空気調和機器施工作業)、婦人子供服製造 (婦 立て作業)、油圧装置調整(油圧装置調整作業)、農業機械整備(農業機械整備作 販売機調整作業)、時計修理 (時計修理作業)、空気圧装置組立て (空気圧装置組 造 (プリント配線板設計作業、プリント配線板製造作業) 、自動販売機調整 (自動 体製品製造 (集積回路チップ製造作業、集積回路組立て作業) 、プリント配線板製 電気系保全作業、設備診断作業)、電気機器組立て(シーケンス制御作業)、 盤製図作業)、金属材料試験(機械試験作業、組織試験作業)、塗装(鋼橋塗装作 トレーション手書き作業、テクニカルイラストレーションCAD作業) 、機械・プ 工事作業、塩化ビニル系シート防水工事作業、改質アスファルトシートトーチ工法 ト圧送工事作業)、防水施工 (アスファルト防水工事作業、合成ゴム系シート防水 ンチプレス板金作業) 、機械検査 (機械検査作業) 、機械保全 (機械系保全作業) 人子供既製服パターンメーキング作業、婦人子供既製服縫製作業)、和裁 (和服製 半導

3 三級

図 (配電盤・制御盤製図作業) 業)、機械・プラント製図 (機械製図手書き作業、機械製図CAD作業)、電気製 クニカルイラストレーション手書き作業、テクニカルイラストレーションCAD作 築大工(大工工事作業)、配管(建築配管作業)、テクニカルイラストレーション(テ 機器施工作業)、和裁 (和服製作作業)、プラスチック成形 (射出成形作業)、建 板製造作業)、時計修理(時計修理作業)、冷凍空気調和機器施工(冷凍空気調和 ケンス制御作業)、プリント配線板製造 (プリント配線板設計作業、プリント配線 機械検査(機械検査作業)、電気機器組立て(配電盤・制御盤組立て作業、 シー

単一等級

岐

作業)、バルコニー施工(金属製バルコニー工事作業)、枠組壁建築(枠組壁工事作業)、樹脂接着剤注入施工(樹脂接着剤注入工事業)、枠組壁建築(枠組壁工事作業)、樹脂(機械生麺製造作業、機械乾麺製造作電子回路接続(電子回路接続作業)、製麺(機械生麺製造作業、機械乾麺製造作

技能検定試験手数料

号) で定める額とする。 1 実技試験 岐阜県企画経済関係手数料徴収条例 (平成二十一年岐阜県条例第十七

2 学科試験 三千百円

1 実技試験 実施場所等

に 4代後 いて、別途岐阜県職業能力開発協会が指定する日に行います。 平成二十三年十二月五日(月)から平成二十四年二月十九日(日)までの間にお

2学科試験

. 平成二十四年一月二十二日 (日) に実施する職種

一級及び二級

三級型枠施工、鉄筋施工(鉄筋組立て法に限る。)、ガラス施工、金属材料試験婦人子供服製造(婦人子供既製服製造法に限る。)、配管(建築配管法に限る。)、レス型鍛造法に限る。)、機械検査、電気機器組立て(シーケンス制御法に限る。)、金属溶解(鋳鋼誘導炉溶解作業法に限る。)、鍛造(ハンマ型鍛造法及びプ金属溶解(鋳鋼誘導炉溶解作業法に限る。)、鍛造(ハンマ型鍛造法及びプ

□ 平成二十四年一月二十九日 (日) に実施する職種

に限る。)、配管(建築配管施工法に限る。

機械検査、電気機器組立て(配電盤・制御盤組立て法及びシーケンス制御法

油圧装置調整、建設機械整備、婦人子供服製造、プラスチック成形製造、自動販売機調整、光学機器製造、内燃機関組立て、空気圧装置組立て、検査、ダイカスト、機械保全、電子機器組立て、電気機器組立て、半導体製品金属熱処理、機械加工、金属プレス加工、工場板金、めっき、仕上げ、機械

一級及び二級

自動販売機調整、時計修理、油圧装置調整、農業機械整備、冷凍空気調和機器金(機械板金加工法及び数値制御タレットパンチプレス板金加工法に限る。)、立く井、金型製作(プレス金型製作・金属プレス加工法に限る。)、工場板

プラント製図(機械製図法に限る。)、カーテンウォール施工、機械・ルトシートトーチ工法防水施工法に限る。)、カーテンウォール施工、機械・成ゴム系シート防水施工法、塩化ビニル系シート防水施工法及び改質アスファに限る。)、コンクリート圧送施工、防水施工(アスファルト防水施工法、合施工、石材施工(石材加工法に限る。)、強化プラスチック成形(積層防食法

三級

時計修理、冷凍空気調和機器施工、機械・プラント製図(機械製図法に限る。)

単一等級

製麺、枠組壁建築、

バルコニー施工

平成二十四年二月五日 (日) に実施する職種

 (\equiv)

かわらぶき、テクニカルイラストレーション、電気製図、塗装(鋼橋塗装法に帆布製品製造、製版、プラスチック成形(ブロー成形法に限る。)、建築大工、機械保全、半導体製品製造、プリント配線板製造、空気圧装置組立て、和裁、一級及び二級

三級

限る。)

築大工、テクニカルイラストレーション、電気製図 プリント配線板製造、和裁、プラスチック成形 (射出成形法に限る。) 、

建

単一等級

電子回路接続、樹脂接着剤注入施丁

3 実施場所

者に通知します。 実技試験及び学科試験の実施場所は、別途岐阜県職業能力開発協会から受検申請

4 問題の公表

受検申請者あて送付します(ただし、一部の検定職種については問題の全部又は一実技試験問題は、あらかじめ岐阜県職業能力開発協会において公表するとともに、

後期試験の問題の公表は、平成二十三年十一月二十五日(金)から行います。

五 受検申請の手続

提出書類等

部を公表しません。)。

技能検定受検申請書

- (\square) 実技試験又は学科試験の免除を受けようとする場合は、その資格を証する書面
- 三に定める手数料

2

提出先

- 実技試験を在校生として受検する場合は、在校生であることを証明する書類
- 3 受付期間

岐阜県職業能力開発協会 (電話〇五八 二三三 四七七七) 〒五〇二 〇八四一 岐阜市学園町二丁目三三番地 岐阜県人材開発センター内

土曜日及び日曜日は除きます。 受検申請に関する注意 平成二十三年十月三日 (月) から平成二十三年十月十四日 (金) まで。ただし、

資格を証する書面(写しでも可)を同封してください。 在中」と朱書きしてください。また、試験の免除を受けようとするときは、その 申請書を郵送する場合は、書留郵便とし、封筒の表面に「技能検定受検申請書

原則として一定の実務経験が必要となります。

技能検定は、働く方々の職業能力を評価する試験ですので、受検するためには

なお、郵送による申請書は、受付期間内の消印のあるものに限り、受け付けま

 (\equiv) 実技試験及び学科試験の両方の免除を受ける資格がある者は、二に掲げる検定

職種以外の職種についても受検申請ができます。

- (四) 実技試験の手数料及び学科試験の手数料を申請書に添えて納付してください。 なお、郵送による手数料の納付は、受付期間内の消印があるものに限り、受け
- (五) 必要はありません。 実技試験又は学科試験が免除される場合は、当該試験に係る手数料を納付する
- 合でも手数料は返還しません。 受検申請を受け付けた後は、申請を取り消した場合又は試験を受けなかった場
- 六 合格の発表等

1

技能検定合格者の発表

働部労働雇用課前に掲示されます。 技能検定合格者の受検番号は、平成二十四年三月十三日 (火)付けで岐阜県商工労

> 2 実技試験又は学科試験の合格通知

協会から平成二十四年三月十三日(火)付けの書面で通知されます。 実技試験又は学科試験のいずれかに合格した者については、 岐阜県職業能力開発

技能検定合格証書等の交付

級の技能検定の合格者には知事名の合格証書が交付されます。 特級、一級及び単一等級の技能検定の合格者には厚生労働大臣名の、二級及び三

このほか、厚生労働大臣から、技能検定の合格者に対し、技能士章が交付されま

試験結果の提供

七

1 提供する試験結果

学科試験及び実技試験 (要素試験及びペーパーテスト)の得点

2 提供期間

3 提供する場所 合格発表の日から一月間

二一九) 情報公開·個人情報総合窓口 (県庁二階。 電話〇五八 二七二 一一一一 内線

- 提供を受けるために必要な書類等
- 受検票
- できる書類のうちいずれか一つ 運転免許証、 旅券、健康保険の被保険者証その他受検者本人であることを確認
- 八

七七七)までお問い合わせください。 技能検定について不明な点は、岐阜県商工労働部労働雇用課 (電話〇五八 二七二 一一一 内線三一二八) 又は岐阜県職業能力開発協会 (電話○五八 二三三 四

建設業法に基づく建設業者の許可の取消し

づき、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定 により公告する。 建設業法 (昭和二十四年法律第百号) 第二十九条第一項第四号 (廃業等) の規定に基

平成二十三年九月二日

						装・	ブロック及びほ		地 — —			† £ E	
建築工事業	一般 五十 五九	町四二三番地	役代 伊 東 藤 締	株伊 式会 社 社	三平 年成二 月十	·· Ų Ļ	土木、建築、大工、石、	200五七 一般二十二	札野一八七番 海津市海津町	笠取 淳締 三役	笠有 組限会社	三平五年八十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二	
道施設工事業土工、ほ装及び水土工、建築、とび・	般・ 九四八四 八四	一 七一 一 田町 町	隆役代 表 宮取締	宮有 沢会 設社	十三平 七年成 日六二 月十	** ** ** ** ** ** ** ** ** ** ** ** **	及び防水工事業とび・土工、塗装	一般二十八三	四 六	清役代 二 亀取 井締	亀有 井 工 業 社	十三平 四年成 日六二 月十	
建築工事業	〇一七二七 七二七	町四二三番地	英役門 門 伊 藤 藤	岐 B 株式 S 社	十三平成日六十	内根、	装仕上工事業をび・土工、屋根、		田八五番地三			九三 日年 六 月	
建築工事業	〇〇〇五〇 〇〇五〇	三大野 三二十 三二十 三二十 三二十 三二十 三二十 三二十 三二十 三二十 三二十	小森鈴生	産小森不動	十三平 六年成日六十	仝	土木、建築、大地の及び水道に	般 十 一	瑞穂市野白新		積 和 建 設	平成日	
工事業 工事業	〇般 〇十 〇八 三 一六	ーニ六 丘八 二九 九	政役代 博 表 安取 部締	建旭有 ケ限 丘工社	十三平 六年成 日六二 月十	ん造	物、ほ装、しゅん土木、石、鋼構造具工事業	〇〇三四五 六	町五丁目九番 多治見市大畑	役代 表 中 村締	中有民会工業社	三平 年成 六二 月十	
工事業建築及び水道施設				株野 式 会 社 設		建仕塗	上、熱絶縁及び建た、 防水、 内装仕板金、 ガラス、 塗						
電気工事業	三特 六十 八 三	七五八番地下	修役代 表 福取 井締	株福 式完電 社設	十三平六年成日六二月十	, , , , , , , , , , , , , , , , , , ,	岡精造物、失名をが・ブロックをび・土工、三とび・土工、三とのでは、	五十二六六九 -	〇丁』 号目! 六: 番(昭長 二 郎二 郎二 宮	バ ム 建 設	二三 ³ 日年 六 月	
業のでは、一点のでは、一点のでは、一点では、一点では、一点では、一点では、一点では、一点では、一点では、一点	七字 〇一 / -	番)	部役 孝	務長村店谷宝	十三 ⁵ 六年5 日六 ² 月		建築工事業	- -	歧皇市宇左三 八号 一七番 明中一七番		朱 工	平 二三平成二 六二十 月十	
まれ、とび・出工 とび・出工 とび・出工	- ^ -	地を形した。 地を記して、 を表表する。 を表表する。 を表表する。 は、	だ り お と	株 養树 老子	子 十三平 五年成 日六二 日十		建築工事業	〇五 四 一	号 一〇番三 世紀 一〇番三	敏役代 郎 藤取 垣締	株 式 会 社 業	十三平 七年成 日五二 月十	
※ は、 は、 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	-	五八十十十二十十十二十十十二十十十二十十十二十十十二十十十二十十十二十十十二十十	さ 要	k 店 奥 た 対 ・	工 十三平 五年 五 日 六二 月 十	物	工事業建築及び鋼構造物	八四 〇 九 九	地の二 三丁目八六番 岐阜市岩滝東	加藤憩	加藤鉄工	十三平 七年成 日五二 月十	
とび・土工工事業	日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日	_	型 登役代 大 東 東 取 計 川締	リー 大有 大東限 エグ会 業リ社			大工工事業	五一般二十二十二六	一米羽島郡 野二三三 三三松町	古橋健	店岐 阜 工 務	二三平 十年成 六四二 日月十	
1 I	三般 二般 九八		郎日比崇太	建設		業	取り消した工事業	許可番号	主たる営業所	氏名者の	名商 称号 は	日取消年月	
工事業)		肇 	田	岐阜県知事古	岐阜				

(385)	平成23	年9月2	日	岐	阜	県 公	報			第22	7 9 号
十三平 二年成二 日月十	十三平 二年成二 月十	十三平 一年成二 月十	七三年七月 中 月 十	七三年七日年七月十	五三平 日年 七月 十	三三平 十年六二 月十	三三平 十年六二 月十	二三平 十二年成 九月十	二三平 十年成 九月十	二三平 十年成 八日月十	二三平 十二六 二二月十
吉村 建設 設	⊗ ± 木	店安 藤 工 務	英雄板金	奥村 設 開 社	中 田 出 会 建 社	株 式 会 社 機	店田株 中式 工会 務社	株 ウ と 式 ジ み た 社 グ バ	株 式 会 社 設	和田電設	有德 限会 社設
嘉役 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一	安 江 衛	安藤元幸	西部英雄	祥役 司 奥村	直役代表 即田締	克役代 代 非 口締	武役代表 田取締	典役代 子 富田締	典役代 子 富田 田締	和 田 勝 弘	川取口締直人
○八 三八 字松源寺一五 三八	番地三加茂郡東白川	三五二番地一 大垣市古宮町	番地の三五	四 二 〇八番地の の ま那市大井町	四番地一九〇 市山市高根町	三二番三	番地 高山市岡本町	丁目七八番地	地をアニニハ番の二の一番	萩原一〇三一 一〇三一	○○ 町東津 本地 一二 一二
三般 三八 三	一〇五〇八	〇〇三 三 六 二 六	六一七三 一七三 一	- 四〇四六 - 四〇四六	二般 九五九 一	六一七九 一七九 一	八特 五十 八 四	二般 九九二 一	〇 〇 〇 〇 六 二 九 二 九	六般 三九 一九	〇般 〇二 八四 三
鋼構造物、鉄筋、大工、屋根、タイル・ガロック、根のが・ブロック、土工、産根、タイル・大工、建築、大工、	土木及びとび・土	管工事業	び板金工事業を対しているが、プロック及をしています。	び水道施設工事業	造園工事業	とび・土工工事業	業のなが大工工事	管工事業	工事業 地つ及び水道施設 地つ及び水道施設 土工、石、鋼構造	電気工事業	び水道施設工事業装、しゅんせつ及土木、とび・土工、
1	各務原市那 四 作業地域	成 業 二 期	公共測量 (田公共)	東每防衛支司	平成二十三年九月二日	たので、同法第三十九条において準用す第二項の規定により東海防衛支局長から	則量去、召口 公共測量の		三平 三平 三二 三二 三二 三二 三十 三二 三十 三二 三十 三十 三十 三十 三十 三十 三十 三十 三十 三十 三十 三十 三十	十三平 成日 十二十 株住	
	市那加大東町ほか二町地内域年八月十日まで	十三年六月二十八日から間	量 (用地実測図作成)類	司	华九 月 二 日	法第三十九条において準用す 定により東海防衛支局長から 明末二十四年 治律身間ノーノー	習の こと 四年 表表		未新光商事 告報 会社株式 20 会社株式	株式会社 役 英四	
 	が二町地内	八日から	成)			のいて 準用する 関支局長から できまり しょうしん	長 一 人 ト 、	紀代子	代表取締 出海 一次 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	英司 中山 六二 八表取締 下兄	

宗において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。 +法律第百八十八号) 第三十九条において準用する同法第十四条

町二番八号川市小川

浩二 地の四 代表取締 瑞浪市一色町

〇〇三六九 般十九 六

ほ装工事業

英司 代表取締 下呂市少ヶ野

具工事業 上、熱絶縁及び建 大、防水、内装仕 板金、ガラス、塗

岐阜県知事 古 田

	第2279号	岐	阜	県	公	報	平成23年9月2日	(386)
平成二十三年九月二日発行								
発 発 行 所者								
岐 阜 県 庁岐阜市薮田南二丁目一番一号								
編								
集各務								
各務原市テクノプラザー 一								
ブイ・アール・テクノセンター								